

資料3

平成26年3月市議会提出条例について

(当初提案)

[総務部総務課]

【目次】

1	福知山北部地域多目的グラウンド条例	1
2	福知山市消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例	1
3	福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例	2
4	福知山市ファームガーデンやくの条例の一部を改正する条例	2
5	福知山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	2
6	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3
7	福知山市長及び副市長並びに上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
8	福知山市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	4
9	福知山市旅費支給条例の一部を改正する条例	4
10	福知山市消防手数料条例の一部を改正する条例	4
11	福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例	5
12	福知山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	5
13	福知山市保育所条例の一部を改正する条例	5
14	福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	6
15	福知山市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例	6
16	福知山市都市公園条例の一部を改正する条例	6
17	福知山市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例	7
18	福知山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	7
19	福知山市民会館条例を廃止する条例	7

1 福知山北部地域多目的グラウンド条例（新規）【スポーツ振興課】

1 制定の理由

福知山北部地域多目的グラウンドの設置に伴い、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 市民の健康増進と体力づくりを目的として、福知山北部地域多目的グラウンドを設置することとした。 (第1条関係)
- (2) グラウンドの使用については、市長に申請し、許可を受けなければならないこととした。 (第2条関係)
- (3) 使用を不許可とする場合について定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 使用料について定めることとした。 (第4条及び別表関係)
- (5) 使用料の減免について定めることとした。 (第5条関係)
- (6) 使用料の不還付について定めることとした。 (第6条関係)
- (7) 使用許可に際して、管理上必要な条件を付すことができることとした。 (第7条関係)
- (8) 使用許可の取消しをする場合等について定めることとした。 (第8条関係)
- (9) 目的以外の使用を禁止することとした。 (第9条関係)
- (10) 使用が終ったとき、又は使用許可を取り消されたときは、施設を現状に回復しなければならないことについて定めることとした。 (第10条関係)
- (11) 損害賠償について定めることとした。 (第11条関係)
- (12) 罰則について定めることとした。 (第12条関係)

3 施行期日

規則で定める日

2 福知山市消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例（新規） 【消防本部】

1 制定の理由

消防長及び消防署長の資格の基準を設けるため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 条例の趣旨について定めることとした。 (第1条関係)
- (2) 消防長の資格の基準について定めることとした。 (第2条関係)
- (3) 消防署長の資格の基準について定めることとした。 (第3条関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

**③ 福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例（一部改正）
【職員課】**

1 改正の理由

移動制約者に係る外出支援検討委員会の設置等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

次の附属機関を新設、廃止することとした。 (別表関係)

新 設	廃 止
移動制約者に係る外出支援検討委員会	福知山市都市計画道路網見直し検討委員会

3 施行期日

平成26年4月1日

**④ 福知山市ファームガーデンやくの条例の一部を改正する条例
（一部改正）【夜久野支所】**

1 改正の理由

夜久野荘の改修等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) その他付属施設の一部を、市長の管理にすることとした。 (第4条関係)

(2) 夜久野荘に新たに洋室2間を加えることに伴い、利用料金を設定することとした。
(別表第2関係)

3 施行期日

規則で定める日 ただし(1)については、平成26年4月1日

⑤ 福知山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

法律の改正に伴い、条例中から引用している条番号の整理を行うこととした。

- 3 施行期日
平成26年4月1日

6 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

- 1 改正の理由
特別職の職員で非常勤のものものの報酬の額の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

- 2 改正の内容
報酬審議会の意見に基づき特別職の報酬額について規定することとした。

(別表関係)

- 3 施行期日
平成26年4月1日

7 福知山市長及び副市長並びに上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

- 1 改正の理由
市長等の給料月額の見直し等を行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

- 2 改正の内容
(1) 住居手当について規定することとした。 (第2条及び第8条関係)

- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、市長等の給料月額について次の減額を行うこととした。 (附則第26項関係)

- ア 市長 15パーセント
イ 副市長 10パーセント
ウ 上下水道事業管理者 5パーセント

- 3 施行期日
平成26年4月1日

8 福知山市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

教育長の給料月額の減額を行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

平成27年3月31日までの間、教育長の給料月額について5パーセントの減額を行うこととした。
(附則第5項関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

9 福知山市旅費支給条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

定額費用弁償を廃止し、国の基準に準拠すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 車賃の額を国の基準に準拠することとした。(第8条第1項関係)
- (2) 定額費用弁償を廃止し、国の基準に準じて距離に応じて支給することとし、スポーツ推進委員を費用弁償の対象から除くこととした。(第15条関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

10 福知山市消防手数料条例の一部を改正する条例（一部改正）【消防本部】

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

政令の改正に基づき、特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に要する手数料額を改めることとした。
(別表関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

**11 福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例
(一部改正)【消防本部】**

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

法律の改正に伴い、条例中から引用している条番号の整理を行うこととした。

(第9条の2第1項関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

**12 福知山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例 (一部改正)【消防本部】**

1 改正の理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

退職報償金の支給額を改めることとした。

(別表関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

**13 福知山市保育所条例の一部を改正する条例 (一部改正)
【子育て支援課】**

1 改正の理由

福知山市立修斉保育園を民営化するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

別表から福知山市立修斉保育園の項を削ることとした。

(別表関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

14 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（一部改正）
【保険課】

1 改正の理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 後期高齢者支援金等賦課限度額を140,000円から160,000円に改めることとした。 (第14条の6の10関係)

(2) 介護納付金賦課限度額を120,000円から140,000円に改めることとした。 (第14条の11関係)

(3) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額を減じる対象者に、世帯主を加えることとした。 (第18条の2関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

15 福知山市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）
【農業委員会事務局】

1 改正の理由

南天田自衛隊宿舎自治会の設立に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

中部選挙区の区域に南天田自衛隊宿舎を加えることとした。 (第3条の表関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

16 福知山市都市公園条例の一部を改正する条例（一部改正）
【都市計画課】

1 改正の理由

三段池公園老松庵の廃止等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 行為の制限に係る許可を指定管理者が行うこととした。 (第3条関係)

(2) 別表から三段池公園老松庵の項を削ることとした。

(別表第1、第2及び第3関係)

(3) 市外の住民の利用料金を規定利用料金の2倍とすることとした。

(別表第3関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第6条の2第2項、第8条第1項及び第11条の2関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

**17 福知山市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例
(一部改正)【生涯学習課】**

1 改正の理由

社会教育法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

社会教育委員の委嘱の基準を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者とする事とした。(第2条関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

**18 福知山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例 (一部改正)
【生涯学習課】**

1 改正の理由

地方青少年問題協議会法の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 委員の委嘱の基準から市議会議員を削ることとした。(第4条関係)

(2) 会長及び副会長職を委員の互選とする事とした。(第5条関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

19 福知山市民会館条例を廃止する条例 (廃止)【中央公民館】

1 廃止の理由

平成26年4月18日をもって、福知山市民会館を廃止するため。

2 施行期日

平成26年4月19日